

貯留浸透施設の管理に関する協定書

常陸大宮市長

(以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) は、

による貯留浸透施設について、その機能を十分に発揮させるため、下記のとおりその管理に関する協定を締結する。

記

第1条 この協定の対象とする貯留浸透施設は、次に所在するものとする。

茨城県常陸大宮市

第2条 1 この協定書において貯留浸透施設とは、事業により雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる機能を付加された公共公益施設等の部分をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、浸透枠、浸透トレンチ等の総体をいう。

2 貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。

(別図：平面図、標準断面図、構造図)

第3条 1 乙は、その管理する施設の用途が廃止、又は変更されない限りにおいて、貯留浸透施設を存置させ、その機能の保全に努めなければならないものとする。

2 乙は、貯留浸透施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ甲と連絡調整しなければならないものとする。

第4条 1 乙は、貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、改築、災害復旧その他の管理を行うとともに、降雨後は、隨時、貯留浸透施設について点検及び清掃を行うものとする。

2 前項の場合において、乙が工事を行おうとするときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。

第5条 乙は、貯留浸透施設について、次に掲げる事務を処理する。

一、甲と協力して貯留時の危険防止を図るため、貯留浸透施設の概要の周知に努めること。

二、貯留浸透施設のうち、排水口等の通常の点検及び清掃を行うこと。

第6条 貯留浸透施設の設置又は管理の瑕疵に基づき、第三者に損害を与えたときは、特別の事由がない限り、乙がその損害を賠償する責任を負うものとする。

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から乙がその管理する施設の用途を廃止する日までとする。

第8条 乙において、貯留浸透施設の所有権その他施設を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を当該権利者に承継する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

氏名 常陸大宮市長

(乙) 住所

氏名